

栃木県依存症対策推進計画【概要】

第1章 概要

- 1 計画策定の趣旨 アルコール、薬物、ギャンブルなどの各依存症に共通する課題及び個別の課題について、本県の実情に即しつつ総合的な対策を推進
- 2 計画の位置づけ 各基本法の規定による都道府県計画を一体的な計画として定めるとともに、それら以外の依存症も含めた依存症対策の方針を明らかにする基本計画
- 3 計画期間 令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

第2章 現状及び課題

1 各依存症の現状等

(1) アルコール健康障害について

ア 定義

アルコール健康障害とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいう。

イ 現状

● アルコール依存症の疑いのある者の推計値

区分	生涯経験	現在
全国	約54万人(全国の20歳以上の者の0.5%相当)	約26万人(全国の20歳以上の者の0.2%相当)
栃木県	約8,000人	約3,200人

AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）「アルコール依存症の実態把握、地域連携による早期介入・回復プログラム開発に関する研究2016-2018」の結果におけるICD-10（WHOによる国際疾病統計分類）診断基準該当者の割合（生涯経験及び現在）を栃木県の20歳以上の人口に乗じて算出したもの

● 本県のアルコール依存症総患者数

区分	平成28(2016)年	平成29(2017)年	平成30(2018)年	令和元(2019)年	令和2(2020)年
全国	86,081人 (69.0人)	88,029人 (70.6人)	91,834人 (73.8人)	94,475人 (76.1人)	83,923人 (67.6人)
栃木県	852人 (43.8人)	846人 (43.7人)	831人 (43.2人)	855人 (44.6人)	859人 (44.9人)
うち精神科	595人	620人	626人	646人	718人

出典：精神保健福祉資料 ※（）内は人口10万対総患者数

● 本県の依存症専門医療機関における総受診者数

区分	令和3(2021)年	令和4(2022)年
入院・通院者	654人	659人
うち新規の者	215人	204人

出典：栃木県専門医療機関実績

● **本県の健康福祉センター及び精神保健福祉センターにおける相談件数**

区 分	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年
全 国	20,305 件 (16,349 件)	21,228 件 (16,790 件)	22,587 件 (18,573 件)	21,353 件 (17,728 件)	20,059 件 (16,292 件)
栃木県	214 件 (167 件)	234 件 (208 件)	137 件 (112 件)	201 件 (175 件)	183 件 (154 件)

出典：「衛生行政報告例」「地域保健健康増進事業報告」

(厚生労働省)

● **本県の酒類販売（消費）数量**

区 分	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年
全国 (平均)	86.7 ℓ	85.4 ℓ	78.1 ℓ	75.0 ℓ	74.3 ℓ
栃木 県	71.3 ℓ	69.2 ℓ	67.1 ℓ	65.3 ℓ	64.0 ℓ

出典：酒のしおり（国税庁）

● **飲酒運転事故発生件数^{※1}**

区 分	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年
全 国	3,355 件 (0.8%)	3,046 件 (0.8%)	2,522 件 (0.8%)	2,198 件 (0.7%)	2,167 件 (0.7%)
栃木 県	57 件 (1.2%)	56 件 (1.2%)	43 件 (1.1%)	56 件 (1.4%)	49 件 (1.3%)

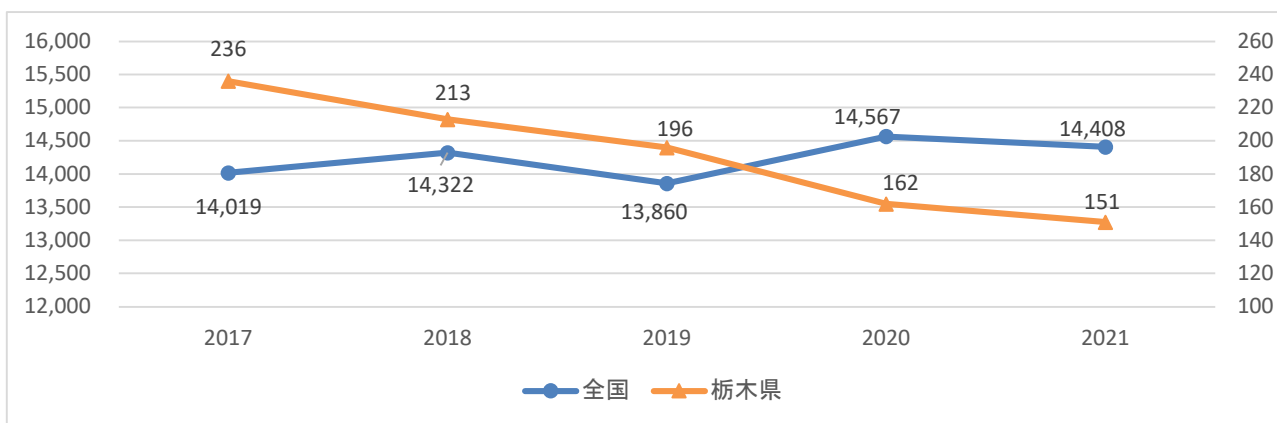
出典：交通事故統計（警察庁交通局）（栃木県警察本部交通部交通企画課）※（）内は構成率^{※2}

(2) **薬物依存症について**

現 状

● **全国及び本県における薬物事犯検挙者**

単位：人



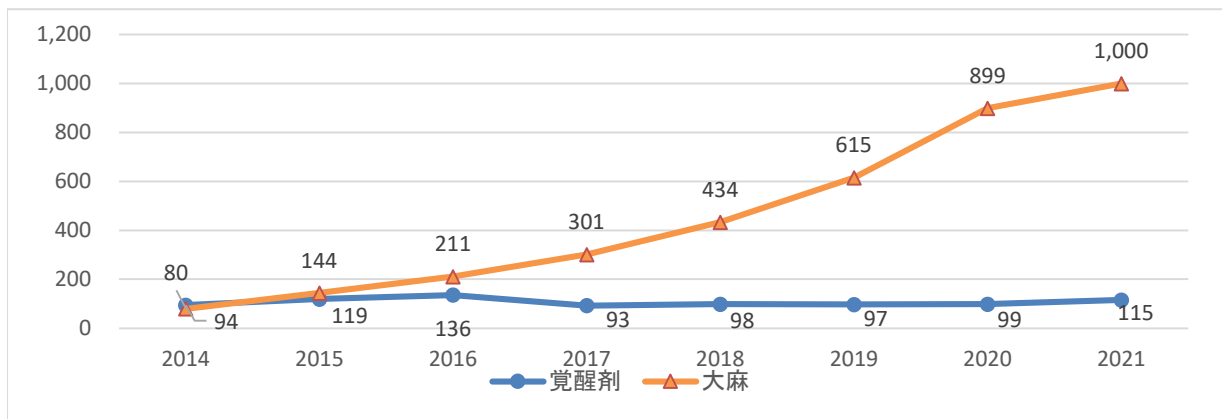
出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料及び栃木県警察本部統計資料

※1 原付以上運転者（第1当事者）のうち飲酒ありの件数

※2 人身事故発生件数に対する飲酒運転事故件数の割合

● **全国における未成年者薬物事犯検挙者**

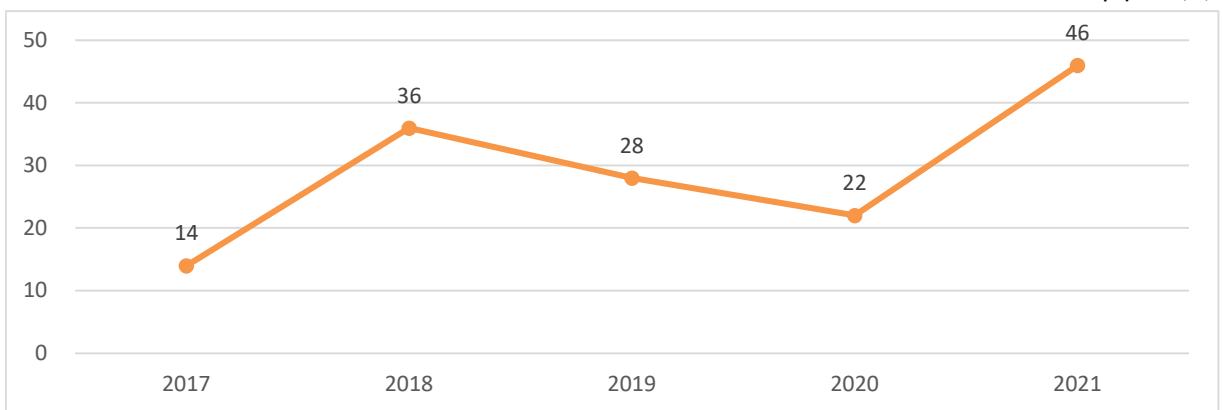
単位：人



出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料

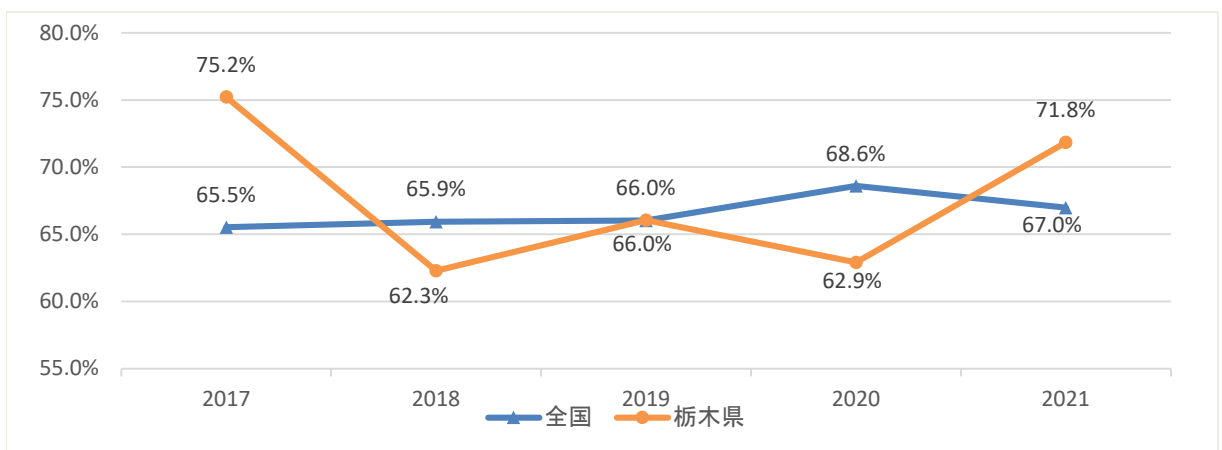
● **本県の若年層*大麻事犯検挙者**

単位：人



出典：栃木県警察本部統計資料

● **覚醒剤事犯者における再犯者の推移**



出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料及び栃木県警察本部統計資料

【県内における覚醒剤事犯における再犯者の推移（人）】

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
覚醒剤事犯検挙者数総数	218人	175人	162人	124人	103人
うち再犯者	164人	109人	107人	78人	74人

※ 令和3(2021)年時点の未成年者及び20代の者

● **本県の薬物依存症総患者数**

区 分	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年	平成 30(2018)年	令和元(2019)年	令和 2(2020)年
全 国	8,874 人 (7.1 人)	9,226 人 (7.4 人)	9,623 人 (7.7 人)	10,171 人 (8.2 人)	10,224 人 (8.2 人)
栃木県	126 人 (6.5 人)	139 人 (7.2 人)	125 人 (6.5 人)	144 人 (7.5 人)	157 人 (8.2 人)

出典：精神保健福祉資料 ※（）内は人口 10 万対総患者数

● **本県の依存症専門医療機関における総受診者数（入院者と通院者の合計）**

区 分	令和 3（2021）年	令和 4（2022）年
入院・通院者	66 人	63 人
うち新規	11 人	16 人

出典：専門医療機関診療実績

● **本県の健康福祉センター及び精神保健福祉センター等における相談件数**

区 分	平成 29(2017)年	平成 30(2018)年	令和元(2019)年	令和 2(2020)年	令和 3(2021)年
全 国	19,613 件 (11,334 件)	23,413 件 (13,309 件)	26,284 件 (14,889 件)	24,756 件 (13,990 件)	23,031 件 (13,003 件)
栃木県	679 件 (45 件)	601 件 (66 件)	954 件 (89 件)	750 件 (263 件)	853 件 (218 件)

出典：薬物相談窓口相談件数統計（厚生労働省）

※（）内の数値は相談件数のうち精神保健福祉センターにおける件数

(3) **ギャンブル等依存症について**

ア 定 義

ギャンブル等（公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

イ 現 状

● **ギャンブル等依存症が疑われる者の推計値**

区 分	生涯経験者	過去 1 年間
全 国	約 320 万人 (全国の 20 歳以上の者の 3.6%)	約 70 万人 (全国の 20 歳以上の者の 0.8%)
栃木県	約 5 万 6 千人	約 1 万 2 千人

全国調査^{※1}における SOGS^{※2} 5 点以上の者の割合（生涯経験：3.6%／過去 1 年間：0.8%）を

※1 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 障害者対策総合研究開発事業「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のあり方についての研究 2016～2018 年度」

※2 SOGS(South Oaks Gambling Screen)とは、ギャンブル依存症のスクリーニングテスト。合計得点5点以上の者が「ギャンブル等依存症が疑われる者」

● **ギャンブル開始年齢**

久里浜医療センターが行った全国調査※³によると、全体の 57.5%の者が 20 歳代、31.4%の者が 10 歳代で初めてギャンブルを経験したと回答し、50.7%の者が 20 歳代、21.5%の者が 10 歳代で習慣的にギャンブルをするようになったと回答しています。

また、ギャンブル問題で自助グループを利用している当事者のギャンブルを開始した年齢の平均値は 20.2 歳と報告されています。

● **本県のギャンブル等依存症総患者数**

区 分	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
全 国	1,316 人	1,594 人	2,093 人	2,636 人	2,655 人
栃木県	非公表	非公表	非公表	1-9 人	非公表

出典：精神保健福祉資料

● **本県の依存症専門医療機関における総受診者数**

区 分	令和 3 (2021) 年	令和 4 (2022) 年
入院・通院者	18 人	32 人
うち新規	15 人	24 人

出典：栃木県専門医療機関診療実績

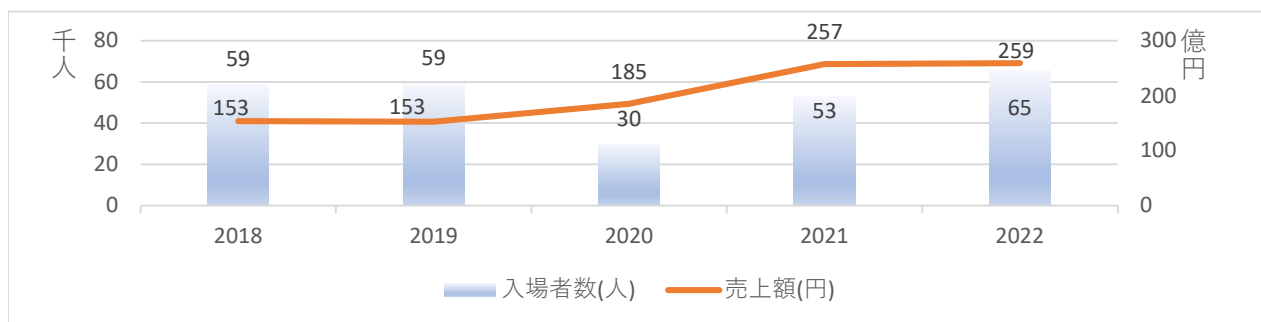
● **本県の健康福祉センター及び精神保健福祉センターにおける相談件数**

区 分	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年
全 国	4,843 件 (3,370 件)	7,097 件 (5,520 件)	8,337 件 (5,987 件)	8,235 件 (6,413 件)	8,903 件 (6,810 件)
栃木県	81 件 (70 件)	101 件 (87 件)	190 件 (169 件)	203 件 (195 件)	248 件 (243 件)

出典：「衛生行政報告例」「地域保健健康増進事業報告」（厚生労働省）

※（）内の数値は相談件数のうち精神保健福祉センターにおける件数

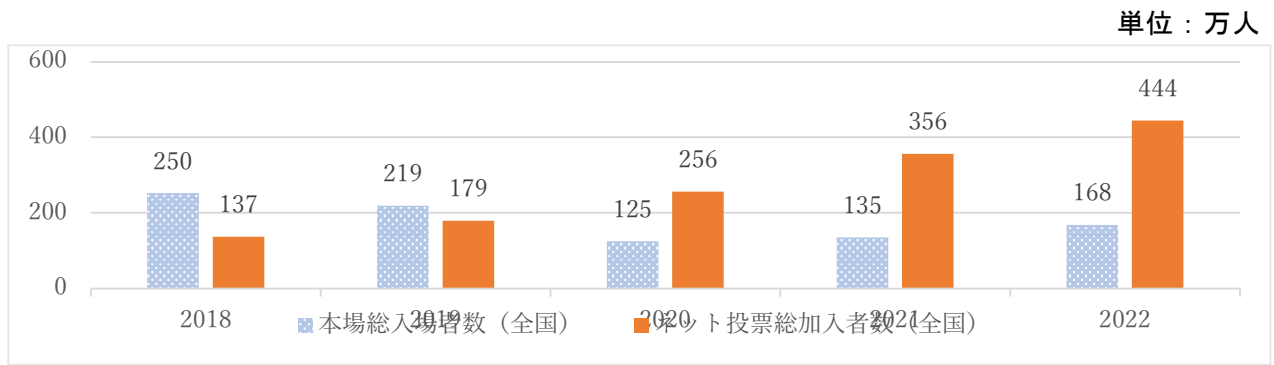
● **宇都宮競輪場の入場者数と売り上げの推移**



出典：宇都宮競輪場提供資料

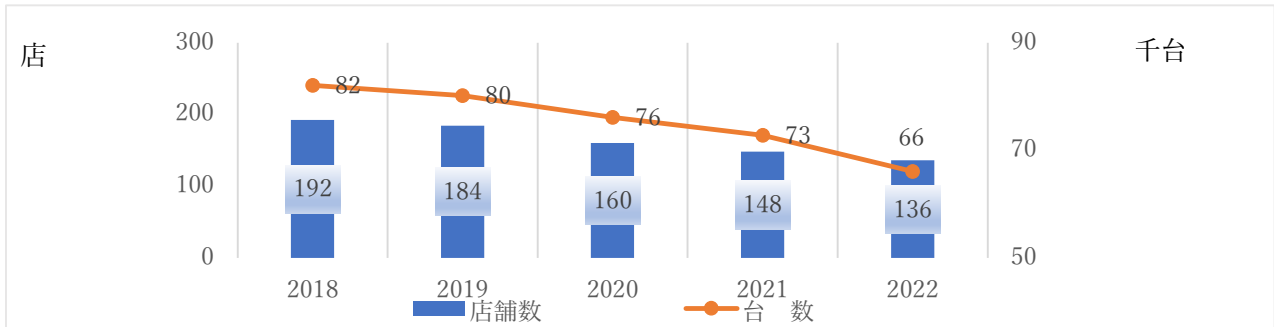
※3 「松下幸生, 新田千枝, 遠山朋海: 令和 2 年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」, 2021 年」より」

● **全国の競輪場における総入場者数とネット投票総加入者数**



出典：宇都宮競輪場提供資料

● **県内の遊技場※4店舗数及び機械台数の推移**



出典：「全国遊技場店舗数及び機械台数（警察庁発表）」
全日本遊技事業協同組合連合会ホームページより

ウ 関連して生じる問題

● **ギャンブル問題と希死念慮**

希死念慮			
区分	なし	あり	全体
SOGS 5点未満	5,606人 (77.8%)	1,600人 (22.2%)	7,206人 (100%)
SOGS 5点以上	95人 (60.1%)	63人 (39.9%)	158人 (100%)

出典：松下幸生新田千枝，遠山朋海；令和2年度 依存症に関する調査研究事業
「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」，2021年。

● **当事者による子どもへの虐待経験の有無**

区分	虐待経験		全体
	あり	なし	
ギャンブル依存症	10人 (25.6%)	29人 (74.4%)	39人 (100%)
物質依存群	10人 (47.6%)	11人 (52.4%)	21人 (100%)
クロスアディクション群	3人 (100%)	0人 (0.0%)	3人 (100%)
全体	23人 (36.5%)	40人 (63.5%)	63人 (100%)

出典：松下幸生新田千枝，遠山朋海；令和2年度 依存症に関する調査研究事業
「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」，2021年。

※4 ぱちんこ遊技機や回胴式遊技機(スロットマシン)を備える店舗

2 重点課題等

(1) とちぎの精神保健福祉に関する県民意識調査（2023年3月） →P9～P10参照

(2) 重点課題

- ① 依存症に関する正しい認識を持っている県民の割合が少ない。
- ② 支援機関は多数存在するが、多機関において連携した支援を提供できる体制が十分に整備されていない。
- ③ 県民に対する相談支援窓口の周知が十分でなく、支援を必要とする者が適切な支援につながらないおそれがある。

第3章 基本的理念等

1 基本理念

- ・各基本法等の理念を踏まえつつ、依存症の予防、早期発見・介入・治療、回復支援及び再発防止の各段階に応じた施策を実施
- ・社会が依存症について正しく理解し、回復者を温かく迎え入れることのできる環境を醸成
- ・医療、健康増進、自殺防止、多重債務、犯罪予防、家族支援（ケアラー含む）などの関連施策と有機的に連携

2 基本的考え方

① 発生予防

- ・普及啓発を推進
- ・飲酒、薬物乱用、ギャンブル等へののめり込みに伴うリスクの理解を推進
- ・児童生徒を対象とした予防教育、青少年・若年層を対象とした啓発等を効果的に実施

② 早期発見・介入・治療

- ・正しい知識の一層の普及啓発を図り、支援が必要な者が早期に相談や治療などにつながりやすくなる体制を整備
- ・各支援機関で連携した支援体制を整備及び充実するとともに、各相談支援窓口の周知を促進

③ 回復支援・再発予防

- ・各支援機関における情報の共有化やネットワークの構築を推進
- ・切れ目のない相談支援体制の充実・強化を図ることにより、各支援機関が相互に協働した回復支援・再発予防を実施
- ・回復した当事者らと連携し、彼らに社会的な役割を担ってもらうことにより、依存症者が回復しやすい環境を醸成

3 目指すべき姿

誰も孤立することがなく、人と人との「つながり」が生まれ、お互いが支え合える“とちぎ”の実現

依存症に関する正しい認識の促進

支援機関同士の連携した支援

県民が相談支援窓口を把握でき、いつでも相談できる環境

誰も孤立することがなく、
人と人との「つながり」が生まれ、
お互いが支え合える『とちぎ』の実現

第4章 共通施策(第2章2重点課題に対する施策)及びその目標値

< 1 重点課題①に対する施策 >

- ・年齢や特性に応じた内容・手法による予防教育・普及啓発の推進
- ・正しい知識の普及による依存症の予防及び偏見、差別の解消

☞目標 依存症に関する正しい認識を持つ県民の割合の増加

		現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和11 (2029) 年度)
正しい認識を持つ県民の割合	アルコール	11.9%	16.7%以上
	薬物	10.2%	14.1%以上
	ギャンブル	9.5%	12.0%以上

< 2 重点課題②に対する施策 >

各支援機関同士で連携した支援を提供できる体制の整備及び拡充

- ・切れ目ない支援体制の整備・拡充拡充
- ・専門医療機関及び治療拠点機関の選定、拡充

☞目標 専門的医療の充実を図るため、依存症専門医療機関及び治療拠点機関の整備・拡充

アルコール	専門医療機関を5箇所以上 (現在3箇所) 治療拠点機関を1箇所 (現在1箇所)	令和11年度まで
薬物	専門医療機関を3箇所 (現在1箇所) 治療拠点機関を1箇所 (現在1箇所)	
ギャンブル	専門医療機関を3箇所 (現在2箇所) 治療拠点機関を1箇所 (現在0箇所)	

< 3 重点課題③に対する施策 >

県民がいつでも相談支援窓口を検索及び知ることができるようインターネットを活用した相談支援窓口の周知及び情報の発信

☞目標 依存症に関する相談支援窓口を知らない県民の割合の減少

		現状値 (令和5 (2023) 年度)	目標値 (令和11 (2029) 年度)
相談支援窓口を知らない県民の割合	アルコール	32.5%	20.5%
	ギャンブル	40.5%	28.5%

第5章 具体的施策

- アルコール・薬物・ギャンブル等
各依存症の個別課題に応じて「発生予防」、「早期発見・介入・治療」、「回復支援・再発予防」の各段階に応じた施策を実施
- その他の依存症
ゲーム障害及びインターネットに関連する依存について、国の動向を踏まえ、必要に応じて県内のインターネット等の利用状況の実態を把握するための調査を実施し、客観的なデータに基づき、「発生予防」、「早期発見・介入・治療」、「回復支援・再発予防」の各段階に応じた施策を実施

第6章 推進体制

1 関連施策との有機的連携

栃木県保健医療計画に基づく施策をはじめ、依存症関連施策との有機的な連携が図られるよう対策を推進

2 計画の進行管理

計画の実効性を高めるため、国の動向等を踏まえるとともに、栃木県地方精神保健福祉審議会にお

いて必要な事項の協議や計画の達成状況の評価等を行い、計画の進行管理を行う。

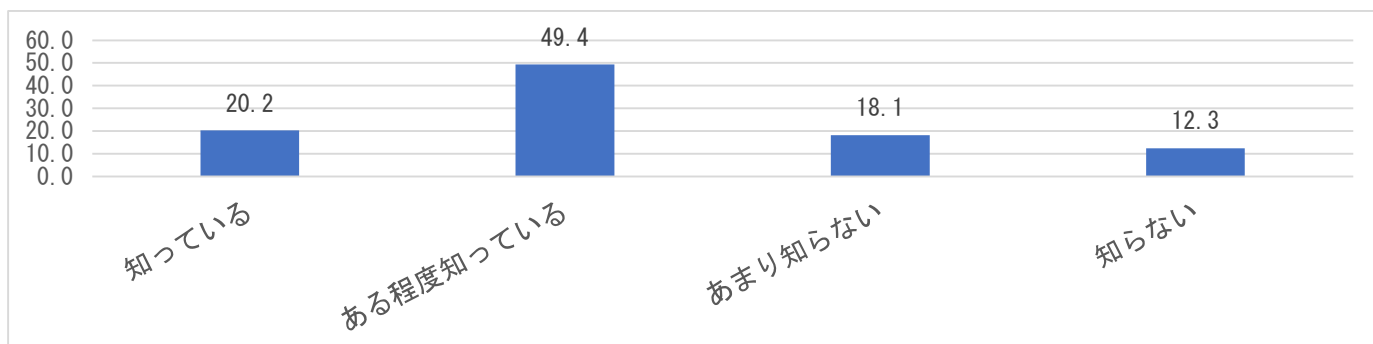
3 計画の見直し

本計画の策定後も、基本計画やとちぎ健康21プラン（2期計画）及び栃木県保健医療計画（8期計画）の見直しを踏まえ、計画の変更を行う。

とちぎの精神保健福祉に関する県民意識調査（2023年3月）

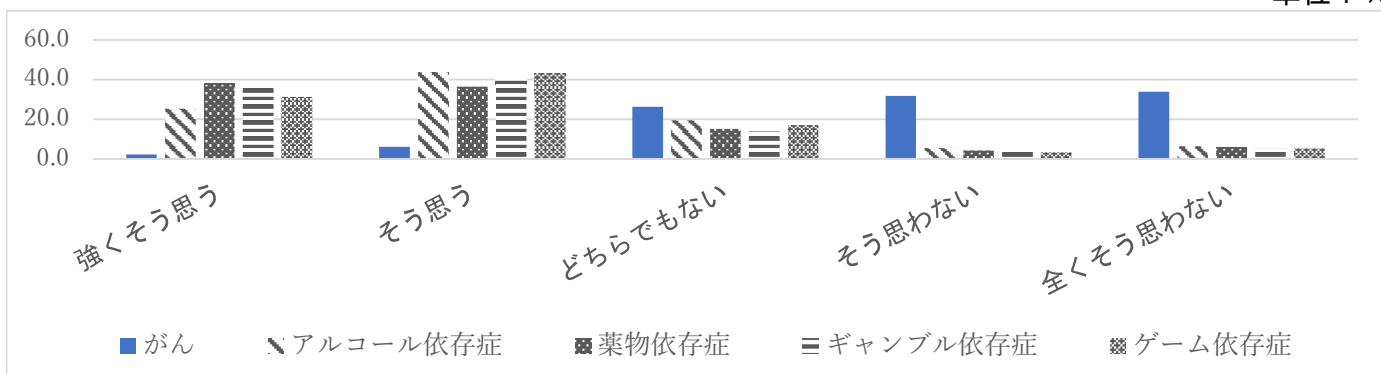
Q1 依存症は、ある特定の物質（アルコールや薬物）の摂取や行動（ギャンブルやゲーム・インターネット等）を繰り返していくうちに、脳が変化し、特定の物質の摂取や特定の行動について、コントロールができなくなる、誰もがなり得る精神疾患です。依存症になると、その物質や行動をやめようと思ってもやめることが難しく、日常生活、人間関係、身体等に重大な影響を与えることとなります。あなたは、こうした依存症の特徴を知っていますか？

単位：%



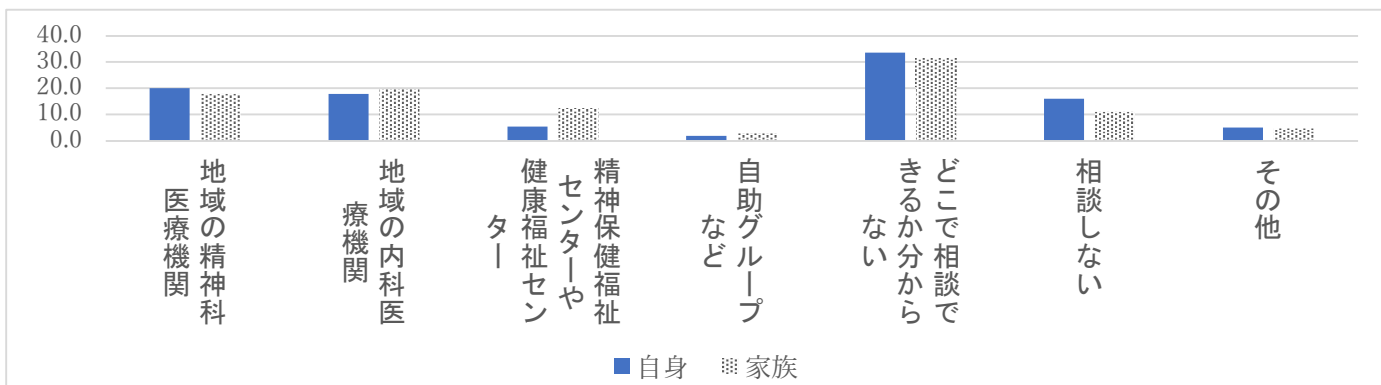
Q2 あなたは、以下の疾患になるのは、「本人の責任である」と思いますか。

単位：%



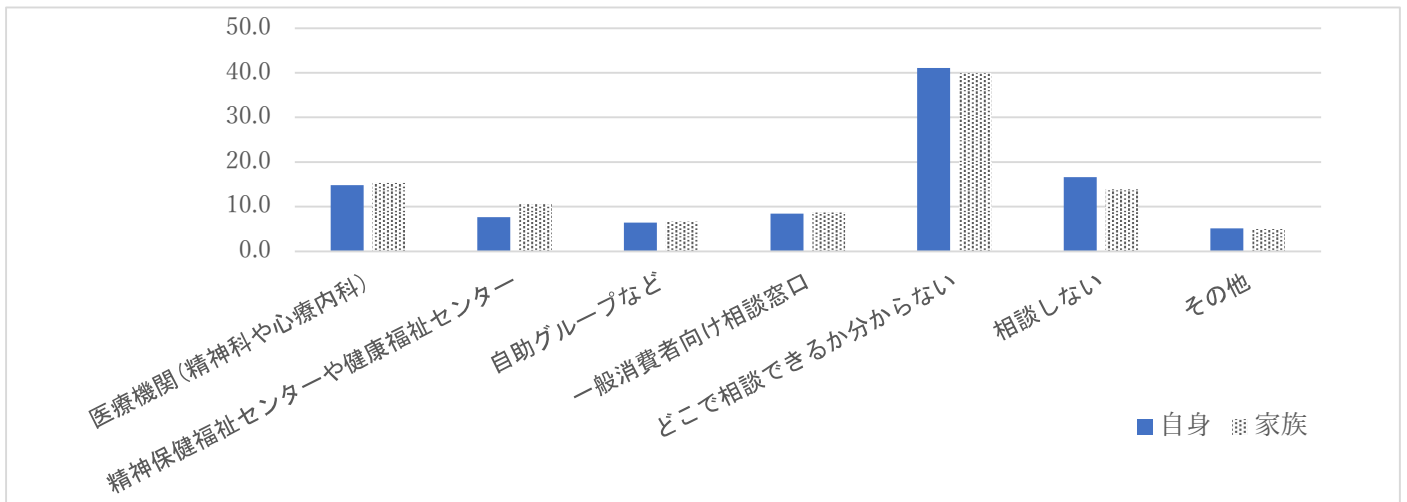
Q3 あなたやあなたの家族等がアルコールの問題で困った場合、あなたは、まずどこに相談しますか？

単位：%



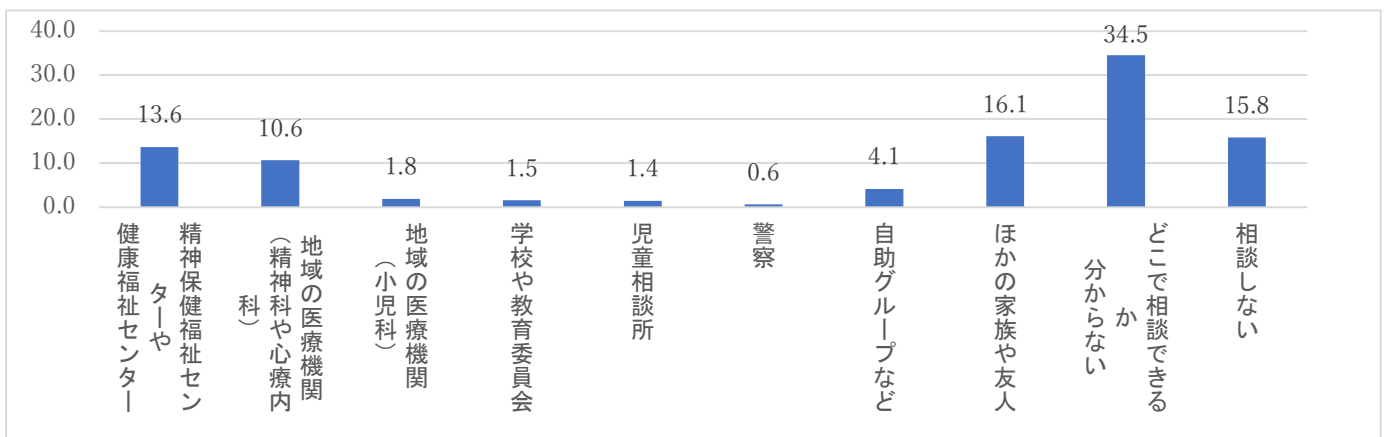
Q 4 あなたやあなたの家族がギャンブルの問題で困った場合、あなたは、まずどこに相談をしますか？

単位：%



Q 5 あなたの家族がゲームの問題で困った場合、あなたは、まずどこに相談をしますか？

単位：%



Q 6 あなたが依存症に関する相談支援窓口を知りたいと思ったとき、どのように調べますか？該当するものを選んでください。

単位：%

